

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第 644 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立て（71件）の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成22年6月27日及び平成22年7月4日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、広島県のホームページ上で明示されている「平成20年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況」（以下「本件運用状況」という。）の資料のうち、「1 行政文書開示請求（申出）の処理状況（1）知事，公営企業の管理者及び行政委員会」の項目において、別表A欄に掲げる番号に係る「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄中の記述を同表B欄に掲げる表示にしたことについて、同表C欄に掲げる文書の開示の請求（以下、別表の整理番号の順に「本件請求1」から「本件請求71」までといい、本件請求1から本件請求71までを「本件請求」と総称する。）をした。（なお、本件請求のうち、本件請求1から本件請求45までは平成22年6月27日付けで、本件請求46から本件請求71までは平成22年7月4日付けで開示請求があったものである。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、別表C欄に掲げる本件請求1から本件請求71までに係る文書（以下、本件請求1から本件請求71までに係る文書を順に「本件請求文書1」から「本件請求文書71」までといい、本件請求文書1から本件請求文書71までを「本件請求文書」と総称する。）について、不存在を理由とする71件の行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、それぞれ平成22年7月13日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成22年7月19日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て（71件）を行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとお

りである。

広島県のホームページ上で明示されている本件運用状況の資料として、本来記載すべき表示内容について異なる表示としたこと及び「○○」と表示したこと並びに特定の日付けを表示しないこと並びに特定の表記について当該表記の表示としたこと及び「○○」との表示にしないこと等は、担当部署の職員が意図的に画策したものであり、当該表示にすること又は表示としないこととする判断に至った経緯を含めて広島県のホームページで公開するための根拠となる決裁文書等は当然に作成されていると思料されることから、これらの決裁文書等を含めて本件請求文書を適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第25条及び広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）第48条において、「知事は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。」と規定されていることを受け、当実施機関において、年度ごとに情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況を作成し、広島県のホームページ等で公表している。

本件運用状況の内容は、行政文書開示制度の運用状況、情報提供の状況、個人情報保護制度の運用状況及び広島県情報公開・個人情報保護審査会の状況のほか、資料として、行政文書開示請求（申出）の処理状況等を記載しており、本件請求は、資料のうち、行政文書開示請求（申出）の処理状況（知事、公営企業の管理者及び行政委員会）の項目に記載されていた内容に係るものである。

- 2 本件運用状況の行政文書開示請求（申出）の処理状況の項目においては、行政文書開示請求（申出）ごとに内容等が一覧となっており、開示請求等の年月日のほか、対象となる行政文書の件名又は請求（申出）内容等が記載されている。

(1) 本件請求文書1について

本件請求文書1で指摘されている番号5の「決定（回答）内容」欄の記載内容は、本来は、「不存在」と記載すべきところ、誤って「部分開示」と記載したものである。これは、本件運用状況の作成時における記載誤りであって、この誤りに関して根拠等を記述した文書は作成していない。

- ##### (2) 本件請求文書2から本件請求文書71までのうち、「○○」と表示された根拠（「○○」とする又は「○○」としないどちらかの判断）を具体的に確認できる文書及び特定の文言を表示した根拠若しくは背景や具体的な根拠が確認できる文書若しくは特定の文言を表示（開示）したことが適正であると判断した根拠若しくは法的根拠若しくは適正な行為であることが具体的に確認できる文書について

本件運用状況は、広島県のホームページにも掲載される公表資料であり、「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄の記載内容によっては、行政文書開示請求等を行

った者が特定されるおそれがあることから、この欄の内容の一部を「〇〇」と表示している。

しかしながら、どのような場合に行政文書開示請求書等に記載された内容のまま表示し、どのような場合に「〇〇」と表示するかの基準は、特段定めていない。

(3) 本件請求文書11について

本件請求文書11で指摘されている番号67の「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄の記載内容は、本来は、「裁決」と記載すべきところ、誤って「採決」と記載したものである。これは、本件運用状況の作成時における漢字誤りであって、この誤りに関して根拠等を記述した文書は作成していない。

(4) 本件請求文書15について

本件請求文書15で指摘されている番号102の「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄の記載内容は、本来は、「平成〇年〇月〇日付け指令東広建竹第〇号」と記載すべきところ、誤って「平成〇年〇月〇日付け東広建竹第〇号」と記載したものである。これは、本件運用状況の作成時における脱字であって、この誤りに関して根拠等を記述した文書は作成していない。

(5) 本件請求文書16について

本件請求文書16で指摘されている番号103の「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄の記載内容は、本来は、「平成〇年〇月〇日付け指令東広建竹第〇号」及び「裁決」と記載すべきところ、誤って「平成〇年〇月〇日付け東広建竹第〇号」及び「採決」と記載したものである。これは、本件運用状況の作成時における脱字及び漢字誤りであって、この誤りに関して根拠等を記述した文書は作成していない。

(6) 本件請求文書40について

本件請求文書40で指摘されている番号382及び383の「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄の記載内容は、本来は、「標題」及び「再弁明書」と記載すべきところ、誤って「原題」及び「再起弁明書」と記載したものである。これは、本件運用状況の作成時における漢字誤りであって、この誤りに関して根拠等を記述した文書は作成していない。

(7) 本件請求文書43について

本件請求文書43で指摘されている番号482の「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄の記載内容は、本来は、「占用」と記載すべきところ、誤って「専用」と記載したものである。これは、本件運用状況の作成時における漢字誤りであって、この誤りに関して根拠等を記述した文書は作成していない。

(8) 本件請求文書51について

本件請求文書51で指摘されている番号573の「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄の記載内容は、本来は、「その時点で」と記載すべきところ、誤って「その時点出」と記載したものである。これは、本件運用状況の作成時における誤字であって、この誤りに関して根拠等を記述した文書は作成していない。

(9) 本件請求文書53について

本件請求文書53で指摘されている番号575の「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄の記載内容は、本来は、「紛失したものと」と記載すべきところ、誤って「紛失した者と」と記載したものである。これは、本件運用状況の作成時における誤字であって、この誤りに関して根拠等を記述した文書は作成していない。

(10) 本件請求文書56について

本件請求文書56で指摘されている番号625の「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄の記載内容は、本来は、「行うに際して」と記載すべきところ、誤って「行に際して」と記載したものである。これは、本件運用状況の作成時における送り仮名の誤りであって、この誤りに関して根拠等を記述した文書は作成していない。

(11) 本件請求文書61について

本件請求文書61で指摘されている番号714の「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄の記載内容は、本来は、「関し」と記載すべきところ、誤って「監視」と記載したものである。これは、本件運用状況の作成時における漢字誤りであって、この誤りに関して根拠等を記述した文書は作成していない。

(12) 本件請求文書63について

本件請求文書63で指摘されている番号779の「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄の記載内容は、本来は、「行った処分」と記載すべきところ、誤って「下処分」と記載したものである。これは、本件運用状況の作成時における用語の誤りであって、この誤りに関して根拠等を記述した文書は作成していない。

(13) その他

本件運用状況を作成するに当たり、案文の決裁を得るために当実施機関の担当者が作成した起案文書には、別表A欄に掲げる番号の記載内容を、別表B欄に掲げる内容とすることについての根拠等の記載はない。

3 以上のことから、本件請求文書を不開示（不存在）とした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、実施機関が広島県のホームページで公表している本件運用状況について、「行政文書開示請求（申出）の処理状況」に係る記載内容の一部を別表B欄の表示とした法的根拠等を確認できる文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書を保有していないとして本件処分を行ったため、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

当審査会において本件請求に係る本件運用状況の記載内容について見分したところ、「行政文書開示請求（申出）の処理状況」における「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄の記載内容について、記載内容の一部が「〇〇」と表示されたもの又は記載

内容に「〇〇」との表示が含まれていないものがあることを確認した。

また、これらの欄に記載される内容について実施機関に確認したところ、「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄については、行政文書開示請求（申出）書の請求内容が記載されているとのことであった。

実施機関は、行政文書開示請求等を行った者が特定されるおそれがあるため「〇〇」と表示したが、どのような場合に「〇〇」と表示するかについて特段基準は定めていない旨説明することから、本件運用状況において「〇〇」と表示するか否かについてどのように意思決定されたのか当審査会において実施機関に確認したところ、特定の個人が識別され得る情報や特定の法人の権利利益を害するおそれがある情報、あるいは事実の真偽が確認されていない情報等がないかどうか考慮しながら、担当者が原案を作成し、所属における審査及び決裁の手続きを経て公表しているとのことであった。

そこで、当審査会において、本件運用状況の関係規程である広島県情報公開条例施行規則（平成13年広島県規則第17号）、広島県情報公開条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定）及び広島県情報公開事務等取扱要綱（平成13年3月29日制定）を見分したところ、本件運用状況における文言の具体的な表示方法等に関する規定はなかった。また、本件運用状況の案文について何う起案文書（以下「本件起案文書」という。）を見分したところ、本件請求に係る特定の文言等が「〇〇」と表示されていること又は表示されていないこと、行政文書開示請求書の請求内容の一部を本件運用状況において「〇〇」と表示するか否かについての根拠等は記載されていないことを確認した。

これらのことを踏まえれば、実施機関においては、本件運用状況の作成及び公表に当たり、公表することが不相当と判断される情報を「〇〇」と表示することについて担当者があらかじめ起案文書で伺い、意思決定を経た上で広島県のホームページに公表したものと認められ、「〇〇」と表示する又は表示しない根拠を記載した行政文書は保有していないとの実施機関の説明に、特段、不自然又は不合理な点は認められない。

さらに、実施機関は、本件請求に係る「決定（回答）内容」欄の記載内容及び「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄の記載内容の一部を特定の表記とした理由について、記載誤り、漢字誤り、誤字、脱字、送り仮名の誤り、用語の誤り（以下「本件表記誤り」という。）により誤って当該表記としたものであり、本件表記誤りに関して根拠等を記述した文書は作成していない旨説明する。

当該表記が誤ったものである以上、実施機関が本件表記誤りを認識しながら本件運用状況を作成・公表するとは考え難く、誤りであれば正しい表記に訂正するのが通常であるから、認識していなかった本件表記誤りに関してその根拠等を記述した文書は作成していないとの実施機関の説明に、特段、不自然又は不合理な点は認められない。

なお、本件起案文書を当審査会で見分したところ、本件表記誤りに係る文言を用いる根拠等は記載されていないことを確認した。

以上のことを踏まえれば、本件運用状況における「行政文書開示請求（申出）の処理状況」に係る記載内容の一部を別表B欄の表示とした法的根拠等を確認できる文書

は作成していないとの実施機関の説明に、特段、不自然又は不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件請求文書を保有していないとして行った本件処分は妥当である。

3 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 表

整理番号	A	B	C
1	5	(「決定(回答)内容」欄) 部分開示	当該「部分開示」という表示にした根拠を確認できる文書
2	7	(「行政文書の件名又は請求(申出)内容」欄。以下同じ。) ○○	当該「○○」と表示された根拠(「○○とする又は「○○」としないどちらかの判断)を具体的に確認できる文書
3	9	○○	当該「○○」と表示された根拠(「○○とする又は「○○」としないどちらかの判断)を具体的に確認できる文書
		○○橋の流路・護岸工設備台帳の	当該「○○橋」という「橋梁の名称」を表示した根拠が確認できる文書
4	10	○○	当該「○○」と表示された根拠(「○○とする又は「○○」としないどちらかの判断)を具体的に確認できる文書
		○○川河口から吉名簡易水道観音谷浄水場付近の間の河川整備	「吉名簡易水道観音谷浄水場付近」という固有名詞を表示した背景や具体的な根拠が確認できる文書
5	11	○○	当該「○○」と表示された根拠(「○○とする又は「○○」としないどちらかの判断)を具体的に確認できる文書
6	12	同上	同上
7	28・29・30・31・32・33	同上	同上
8	34	同上	同上
9	65	同上	同上
10	66	同上	同上
11	67	○○	当該「○○」と表示された根拠(「○○とする又は「○○」としないどちらかの判断)を具体的に確認できる文書
		採決	「採決」という字句を記載した根拠が確認できる文書
12	94	○○	当該「○○」と表示された根拠(「○○とする又は「○○」としないどちらかの判断)を具体的に確認できる文書
13	95	同上	同上
14	101	同上	同上

整理 番号	A	B	C
15	102	〇〇	当該「〇〇」と表示された根拠（「〇〇とする又は「〇〇」としないどちらかの判断）を具体的に確認できる文書
		（番号101で表示した「指令」が記載されていない）	当該「指令」を表示しなかった背景や根拠などが分かる文書
16	103	〇〇	当該「〇〇」と表示された根拠（「〇〇とする又は「〇〇」としないどちらかの判断）を具体的に確認できる文書
		（番号101で表示した「指令」が記載されていない）	当該「指令」を表示しなかった背景や根拠などが分かる文書
		採決	当該「採決」と表示した根拠が分かる文書
17	104	〇〇	当該「〇〇」と表示された根拠（「〇〇とする又は「〇〇」としないどちらかの判断）を具体的に確認できる文書
18	130	同上	同上
19	131	同上	同上
20	132	同上	同上
21	133	同上	同上
22	134	同上	同上
23	135	同上	同上
24	138	同上	同上
25	139	同上	同上
26	144・145・ 146・147・ 148・149	同上	同上
27	173	同上	同上
28	185	同上	同上
29	189	同上	同上
30	190	同上	同上
31	191	同上	同上
32	192	同上	同上
33	193	同上	同上
34	218	同上	同上
35	219	同上	同上
36	261	同上	同上

整理 番号	A	B	C
37	360	同上	同上
38	380	同上	同上
39	381	同上	同上
40	382	原題	当該表示にした根拠を具体的に確認できる文書
	383	再起弁明書	
41	412	〇〇	当該「〇〇」と表示された根拠（「〇〇とする又は「〇〇」としないどちらかの判断）を具体的に確認できる文書
42	413	同上	同上
43	482	砂防設備が専用されている	当該表示にした根拠を具体的に確認できる文書
44	487	〇〇	当該「〇〇」と表示された根拠（「〇〇とする又は「〇〇」としないどちらかの判断）を具体的に確認できる文書
45	488	同上	同上
46	542	同上	同上
47	543	同上	同上
48	568	同上	同上
49	569	同上	同上
50	570	同上	同上
51	573	〇〇	当該「〇〇」と表示された根拠（「〇〇とする又は「〇〇」としないどちらかの判断）を具体的に確認できる文書
		②その時点出	当該表示にした根拠が具体的に確認できる文書
52	574	〇〇	当該「〇〇」と表示された根拠（「〇〇とする又は「〇〇」としないどちらかの判断）を具体的に確認できる文書
53	575	〇〇	当該「〇〇」と表示された根拠（「〇〇とする又は「〇〇」としないどちらかの判断）を具体的に確認できる文書
		紛失した者と	当該表示にした根拠が具体的に確認できる文書
54	576	〇〇	当該「〇〇」と表示された根拠（「〇〇とする又は「〇〇」としないどちらかの判断）を具体的に確認できる文書

整理番号	A	B	C
55	577	〇〇	当該「〇〇」と表示された根拠（「〇〇とする又は「〇〇」としないどちらかの判断）を具体的に確認できる文書
		5月27日（火）の内容	当該表示（開示）にしたことが適正であると判断した根拠が具体的に確認できる文書
56	625	不開示（不存在）決定を行に際して起案された	当該「行に」という表示にした根拠を具体的に確認できる文書
57	626	〇〇	当該「〇〇」と表示された根拠（「〇〇とする又は「〇〇」としないどちらかの判断）を具体的に確認できる文書
58	627	同上	同上
59	647	唐谷川	当該河川の名称を表示（開示）したことが適正な行為であることが具体的に確認できる文書
	648	三里浜川	
	649	内浜川	
	650	明見川	
60	679	〇〇	当該「〇〇」と表示された根拠（「〇〇とする又は「〇〇」としないどちらかの判断）を具体的に確認できる文書
61	714	連携して対応することとする。」に監視	当該「監視」という表示にした根拠を具体的に確認できる文書
62	715	〇〇	当該「〇〇」と表示された根拠（「〇〇とする又は「〇〇」としないどちらかの判断）を具体的に確認できる文書
		砂防指定地内河川郷川に	当該「郷川」という固有名称を表示（開示）したことが適正であると判断した法的根拠が確認できる文書
63	779	①申請に基づいて下処分が	当該「下処分」という表示にした法的根拠を具体的に確認できる文書
64	782	〇〇	当該「〇〇」と表示された根拠（「〇〇とする又は「〇〇」としないどちらかの判断）を具体的に確認できる文書
65	804	同上	同上
66	805	同上	同上
67	869	同上	同上
68	870	同上	同上
69	906	同上	同上
70	910	同上	同上
71	911	同上	同上

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
23. 3. 31	・ 諮問を受けた。
30. 4. 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
30. 6. 6	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
30. 6. 11	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
30. 10. 5 (平成30年度第6回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 10. 31 (平成30年度第7回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授